

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料並びに55年1月から同年9月までの期間の定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から同年9月まで
② 昭和48年1月から50年6月まで
③ 昭和50年10月から51年3月まで
④ 昭和55年1月から同年9月まで
⑤ 平成元年3月から同年10月まで

私は、申立期間①のころ、A市の実家に身を寄せていたが、国民健康保険料の納付にB市役所へ行き、年金についても納付した。納付した保険料額については覚えていない。

申立期間②、③及び④のころは、C社を経営しており、住所地のD市で納付していた。当時同市には納付窓口が無く、納付が可能だと言われた隣のE市役所へ行って納付したと思う。また、会社の経理担当の女性に、国民年金保険料の納付を依頼したこともあった。

申立期間⑤のころは、A市でF社を経営しており、B市役所で保険料を納付した。

これらの申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、G社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票によると、当該期間について過年度納付書が発行されていたと考えられるところ、申立人は当該期間に近接する期間において、複数回の過年度納付を行っていることが確認でき、当該期間についても過年度保険料を納付していたとするのが自

然である。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①のころにA市において国民年金への加入手続を行ったとしているが、G社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号の払出日は、申立人の同手帳記号番号の前後で番号が取得された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年2月ごろと考えられることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間①及び申立期間②の一部の期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、当該期間の国民年金保険料を一括して納付したとする申立人の主張は無い上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、当時A市に居住していたとしているところ、同市が保管する保険料検認表によると、当該期間は未納期間とされている。また、H社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票によると、当該期間の直後の平成元年11月から2年3月までの期間の保険料について、3年12月27日に過年度納付した旨記載されており、当該過年度納付日の時点においては、申立期間⑤は時効により保険料を過年度納付できない期間となる上、当該期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び⑤については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料並びに55年1月から同年9月までの期間の定額保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、60年12月及び61年1月並びに62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和60年12月及び61年1月
④ 昭和62年1月から同年3月まで

国民年金制度が開始されたころ、自宅に国民年金の勧誘に来られたので、夫婦一緒に国民年金に加入しました。自営業なので将来の保障は自分たちでするものだと考えていたので、加入後は夫婦共に国民年金保険料を欠かさず納めてきましたが、ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、未納と記録されている期間があることが分かりました。

夫婦二人分の保険料を一緒に納めてきたのに、夫は納付済みとなっている期間が私は未納と記録されているなど、保険料が未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、3か月及び2か月といずれも短期間であるとともに、それぞれの申立期間の前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人は申立期間②及び③当時の生活環境に変わりは無かったとしているところ、戸籍の附票により申立人の住所地に変化が無いことが確認でき、国民年金保険料の納付が困難となる事情はうかがえないことから、申立期間②及び③が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間④については、戸籍の附票により、申立人は当該期間の直前の昭和61年12月にA市からB市に転出していることが確認できるが、申立人

は同月分の保険料を転入先のB市で現年度納付しており、当時の転居手続も適切に行ったものと推認される上、申立期間④の直後からも長期にわたって納付済みとなっていることから、申立期間④（3か月）についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月13日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無く、36年4月ごろに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情もみられない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、60年12月及び61年1月並びに62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和62年1月から同年3月まで

国民年金制度が開始されたころ、役場の方が自宅に国民年金の勧誘に来られたので、夫婦一緒に国民年金に加入しました。自営業なので将来の保障は自分たちでするものだと考えていたので、加入後は夫婦共に国民年金保険料を欠かさず納めてきましたが、ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、未納と記録されている期間があることが分かりました。

夫婦二人分の保険料を一緒に納めてきたのに、私は納付済みとなっている期間が妻は未納と記録されているなど、保険料が未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、当該期間の前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人は申立期間②当時の生活環境に変わりは無かったとしているところ、戸籍の附票により申立人の住所地に変化が無いことが確認でき、国民年金保険料の納付が困難となる事情はうかがえないことから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間③については、戸籍の附票により、申立人は当該期間の直前の昭和61年12月にA市からB市に転出していることが確認できるが、申立人は同月分の保険料を転入先のB市で現年度納付しており、当時の転居手続も適切に行ったものと推認される上、申立期間③の直後からも長期にわたって保険料が納付済みとなっていることから、申立期間③（3か月）についても保険料

を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月13日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無く、36年4月ごろに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情もみられない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月及び同年6月並びに61年1月から同年3月までの期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から同年10月まで
② 昭和41年8月から同年10月まで
③ 昭和50年5月及び同年6月
④ 昭和61年1月から同年3月まで

昭和37年当時、友人に国民年金に加入すると良いと聞き、市役所で加入手続を行った。その時、窓口で1か月500円と1,000円の保険料があると言われ、1,000円の方が後で得だと聞いたので、私は1,000円の保険料を選んだ。保険料は集金人に納付し、領収書をもっていた。その領収書は年金を受給するようになってから約1年後に処分してしまった。処分した領収書と一緒に領収書を貼り付ける手帳のようなものもあったことを覚えている。申立期間について保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人は昭和50年5月28日に任意加入し、同時に付加保険料の納付を申し出ていることが確認できる上、申立人は、任意加入以降については、申立期間③及び④（合計5か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、任意加入しながら、その直後である申立期間③の2か月を未納とするのは不自然である。

また、申立期間④については、国民年金被保険者原票によると、昭和61年1月ごろに資格喪失手続が行われた記録は確認できず、納付書が発行されていたものと考えられ、当該期間の3か月を未納とするのは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管する国民年金

手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 37 年ごろに、市役所で加入手続を行い、加入時に 1,000 円の保険料を納付し、その後、集金人に保険料を納付する際には、集金人が発行する領収書を台紙に貼り付けていたと主張しているが、申立人の当時の年齢に該当する 37 年の保険料額は 100 円（付加保険料の納付制度は無い。）である上、市によると、領収書を交付する規則検認方式の納付方法については昭和 48 年度以降に実施していたとしており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 5 月及び同年 6 月並びに 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から47年8月まで
② 昭和48年2月から49年3月まで
③ 昭和54年2月

私は、昭和42年2月に会社を退職した。退職後は、国民年金の加入手続をいつ、どこで行ったかの記憶は定かではありませんが、国民年金保険料については、納付書で漏れなく最寄りの金融機関で納付してきた。また、55年ごろにA市に転居した時は住民票も異動した。このころは保険料の納付が遅れることはあったかもしれないが、送付されてきた納付書ですべて保険料を納付してきた。

それぞれの申立期間について、納付済みの記録になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和51年1月6日に払い出されていることが確認でき、このころにB町で申立人の国民年金加入手続が行われたことがうかがえ、この時点では、申立期間①及び②の一部については、時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である。

また、申立期間①及び②については、申立人は、国民年金加入手続の記憶が定かでは無いとしているところ、申立人の戸籍の附票によると、昭和54年9月ごろまで、申立人の住民票はB町にあったことが確認でき、申立人が同町以外の市区町村役場で国民年金の加入手続を行うことは困難だったことがうかがえる上、同町において、51年1月以前に、上記とは別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていた事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時の国民年金手帳の記憶が定かでは無いとしている上、最寄りの金融機関で納付書により当該期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が国民年金保険料を納付したとする市町では、当該期間の大部分について、金融機関で納付書により納付することができなかったとしており、申立人の記憶と相違している。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間③については、社会保険庁の記録により、申立人が初めて国民年金に加入した昭和51年1月以降、当該期間を除き、国民年金加入期間のすべての保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険庁が管理する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間③について、A市への転居後の昭和55年6月ごろに強制加入被保険者として把握され、納付の督促が行われたとする記載を確認することができる上、当該期間は1か月と短期間であることから、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月及び同年3月

年金記録では、昭和44年2月及び同年3月分の国民年金保険料が未納とされている。この期間については、私の父が同年1月31日にA町役場で保険料を納付した。その後、なぜ、この期間が未納とされたのか分からない。未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間に係る印紙検認記録欄には、昭和44年1月31日にA町で国民年金保険料が納付された旨の検認印及び「充当」との記載がみられ、申立期間については、保険料がいったん納付され、その後、別の期間の保険料として充当処理されたことが確認できる。

また、平成17年に社会保険事務所では、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年1月1日から同年4月1日に修正したことに伴い、申立期間を「未納」とする訂正処理を行っているが、社会保険事務所によると、当該訂正処理については、「資格喪失日を44年1月1日から同年4月1日に修正した際に、従前に処理を行った44年1月分から3月分までの還付(充当)の取消しを行うことが適切だったと思われる。」としており、申立期間については充当の取消しを行い、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和32年5月1日、資格喪失日に係る記録を36年6月30日とし、申立期間の標準報酬月額を、32年5月から34年9月までは5,000円、同年10月から35年7月までは6,000円、同年8月から36年5月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から36年6月30日まで

私は、昭和32年5月1日にA社に入社し、申立期間に継続して勤務した。毎朝早くから夜遅くまで働いた。私はB職を担当したが、他にB職はC氏、D職はE氏、F氏、G氏、H職はI氏が担当した。当時従業員は住み込みで働いた。申立期間に給与から厚生年金保険料などを控除されたことを覚えているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社にB職として勤務したとしており、社会保険事務所の記録によると、申立人の記憶する同じ職であった元同僚5人（B職1人、D職3人、H職1人）すべてがA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持している、申立期間に同社において勤務中に撮影したとする写真から、申立人を含め6人が在籍していることが確認できる。

また、元同僚13人は、申立人が申立期間にA社に勤務していたと証言しており、当該元同僚13人はすべて同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、このうち11人は、「申立てに係る事業所は、申立期間において約10人から20人が在籍したが、全員が厚生年金保険に加入していたはずであ

る。」と証言しており、当該事業所における在籍人数は申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数とおおむね一致している。

さらに、申立てに係る事業所に昭和33年9月1日から39年11月6日まで在籍した元同僚一人は、「申立人は、申立期間に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と詳細に証言しており、32年5月1日に当該事業所に入社した女性一人は、「申立人は、私が入社した際、在籍していた。」と証言している上、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を同年10月1日に取得しているB職であった元同僚は、「私が入社した際に、申立人は既に在籍して勤務しており、退職した時期は36年6月末であったと記憶している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した元同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和32年5月から34年9月までを5,000円、同年10月から35年7月までを6,000円、同年8月から36年5月までを8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付する義務を履行したか否かについては、事業主は死亡しており、申立期間当時の状況を確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪等の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年5月から36年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月21日から同年9月1日まで

私は、昭和19年4月1日にA社（現在は、C社）B工場に入社し、業務に従事していたが、20年1月の空襲以降、D郡にある工場に機械を移設し、同年8月初旬ごろから当該工場に勤務し、同月31日、同社の解散命令により退職した。

社会保険庁によると、私の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月1日にA社B工場に入社し、途中、20年1月の空襲により、D郡に同工場が移転した後も、同年8月31日まで継続して同工場に勤務していたと詳細に供述しているところ、C社が保管する社史を見ると、供述どおりに同工場はD郡に工場疎開を行っていたことが確認できる上、申立期間当時、同工場に勤務していた元従業員の供述とも、おおむね一致することなどから、申立期間についてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和19年4月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることは確認できるが、同名簿の資格喪失年月日欄には日付の記載は確認できない。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、資格喪失日は、昭和20年1月21日又は同年12月1日のいずれとも読み取れる上、申立人と同様に健康保険厚生年金保険

被保険者名簿の資格喪失年月日欄に日付の記載が無い 25 人の被保険者についてオンライン記録を確認すると、そのうち 23 人の資格喪失日は同年 12 月 1 日であることが確認できる。

このことについて、社会保険事務局に照会したところ、「申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日に係る日付は、1 月 21 日とも 12 月 1 日とも読み取ることができるが、他に確認すべき資料が無いことから不明である。」と回答していることなどから判断すると、上記被保険者台帳に記載されている資格喪失日は昭和 20 年 12 月 1 日であったことは否定できない。

一方、申立人は、昭和 20 年 8 月 31 日に工場疎開していた D 郡の工場において工場の解散命令を受け、退職したものとし、同年 9 月 1 日以降は実家に帰省し農業に従事したと詳細に供述していることから、同年 9 月 1 日以降は A 社に勤務していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人の A 社 B 工場における資格喪失日は、昭和 20 年 9 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間中に標準報酬月額の変更の記載は確認できないことから、被保険者資格取得時の記録から 30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和35年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月8日から同年8月31日まで

私は、昭和35年4月1日からA社で非常勤職員として採用されたが、仕事の実績が認められ、同年8月31日から常勤職員となった。

雇用形態が非常勤から常勤に変更された際も休むこと無くA社で継続して勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社C支社によると、同社が保有する人事記録から、「申立人は、申立期間において臨時職員であったので、厚生年金保険に加入していたと思われる。」としている。

また、元同僚二人は、申立人が、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことを証言している。

さらに、申立人及び元同僚は、臨時職員から正規職員に移行する際、任用試験や辞令の交付を受けた記憶は無く、自身が認識しないまま臨時職員から正規職員に移行したので、その間、給与の支給方法等にも変化は無かったと証言している。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前のA社に係る昭和35年6月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）本店本部における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月24日から47年4月1日まで

A社に勤務していた期間について、社員台帳で確認できるはずである。厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳、雇用保険の記録及び昭和47年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票により、申立人は、A社本店本部に昭和47年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

そして、事業主は、「申立期間について申立人は継続して正社員であったことから、当該期間においても保険料を控除していたと考えられる。」旨の供述をしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店本部に係る昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和46年7月24日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から47年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 27 日から 39 年 4 月 21 日まで
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 30 日から 41 年 8 月 14 日まで

私は、結婚のため、昭和 41 年 8 月に A 社を退職した。60 歳になって、社会保険事務所で年金の記録を確認したところ、脱退手当金を受給したということになっていたが、脱退手当金については知らなかったので、請求していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 42 年 10 月 13 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 41 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓しており、その約 1 年後に脱退手当金の支給決定がなされているが、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年11月5日から59年4月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和58年11月から59年3月までの標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月5日から59年6月8日まで

私は、昭和58年11月5日に厚生年金保険被保険者資格喪失となっているが、59年6月13日に手続のために公共職業安定所へ行くまでは、A社に勤務して保険料を納付していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年11月5日から59年3月31日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人はA社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、58年11月5日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和58年11月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている（全喪）ことが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該全喪手続は、昭和59年4月27日に社会保険事務所の職権により、58年11月5日まで遡及^{えきゆう}して行われていることが確認できる。

また、申立人と同様に昭和58年11月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元同僚一人によると、当該期間の従業員は申立人を含め5人であり、当時は給料の遅配があったと証言している。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人の健康保険被保険者証が社会

保険事務所に返納されていることは確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 58 年 11 月 5 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である 59 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月までの標準報酬月額については、58 年 10 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月 8 日までの期間について、申立人の所持している日記及び元同僚の証言から、当該期間においても、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は平成 9 年 6 月 3 日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所において当該期間に勤務し、所在が確認できる唯一の元同僚から聴取しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られず、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月 8 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年3月まで

私は、退職後に父の個人事業所に勤めたが、親族は厚生年金保険に加入できないということで、妻が、A市役所にて、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。また、妻が、昭和42年は、毎月自宅に来た集金人に保険料を納付し、43年からは、直接A市役所に納めていたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和42年10月ごろ、A市役所において、申立人の国民年金の加入手続を行い、50年4月にB市役所で、国民年金の住所変更届を行ったとしているが、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、B市において、同年4月1日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳には、はじめて国民年金の被保険者となった日が50年4月1日と記載されている。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の住所変更手続を行ったとする市役所の記録は無い上、社会保険事務所に保管されている申立人に係る被保険者台帳を見ても、住所変更に伴い同台帳が移管されたとする記録は無く、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年4月時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人には申立期間に係る年金手

帳の所持及び更新の記憶も無いことから、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から57年3月まで

私は、出産のため昭和50年8月に会社を退職した際、すぐに市役所で国民年金の加入手続をした。夫は私が国民年金に加入する前から国民年金に加入しており、保険料は口座引き落としにしていたので、私の分の保険料も夫の銀行口座から引き落とすように手続を行った。それ以後は、市民税の申告も私が行い、夫婦二人分の保険料を記載して控除の申告をしていましたが、一度も未納であるとの督促を受けたことはなかった。納めた保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月ごろ、厚生年金保険の被保険者資格喪失後すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は57年6月ごろに払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳によると、申立人が50年8月に会社を退職したことに伴う、申立人の夫の国民年金資格種別変更記録（任意加入被保険者から強制加入被保険者への変更）は57年ごろに処理されているなど、申立人が50年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする事情はうかがえない。

また、申立人は、保険料の納付は口座振替で行っていたとしているが、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年3月までの期間、50年7月から52年3月までの期間及び同年4月から55年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から48年3月まで
② 昭和50年7月から52年3月まで
③ 昭和52年4月から55年6月まで

私は、A社を退職し、小さな会社に勤め、厚生年金にも国民年金にも加入していなかったが、昭和50年ごろに、私の親元に役所の人に来て、「このまま国民年金保険料を払わないと、厚生年金すら受給できなくなる。」と言われたことから、私の将来を心配した母親が、それまでの未納期間の保険料をまとめて納付したと母親から聞いた。

その後についても、どのように納付したかは詳しく聞いていないが、母親が定期的に保険料を納付してくれていたのに、私の年金記録には未納期間がある上、保険料の免除期間もあることを知った。私の母親が保険料の免除などという手続をするはずも無い。申立期間については母親が保険料を納付しているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに、申立人の母親宅に役所の人に来て、「このまま国民年金保険料を払わないと、厚生年金すら受給できなくなる。」と言われたことから、申立人の母親が、申立期間①を含むそれまでの未納期間の保険料をさかのぼって納付し、その後も申立期間②及び③に係る保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者原票並びにB市及びC市が保管する申立人に係る被保険者名簿によると、申立期間①及び③については未納期間、申立期間②については申請免除期間である旨記録されていることが確認できる上、申立期間に係る保険料の納付を行っていた

とする申立人の母親は既に亡くなっており、申立人自身は直接納付に関与していないため、申立期間①についてさかのぼって保険料を納付したとする状況及びその後申立期間②及び③について保険料を納付したとする状況は不明である。

また、申立期間②及び③について、B市及びC市が保管する申立人に係る被保険者名簿に記載されている申立人の住所と、申立人の母親が居住していたとする住所は異なっており、申立人の保険料の収納のため、B市及びC市の集金人が申立人の母親の住所を訪問し、申立人の保険料を収納していたとするのは不自然である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年10月まで

私は、昭和32年に外国人の夫と結婚して外国国籍となったが、昭和48年8月に、夫婦で帰化して再び日本国籍となった。

昭和49年4月に夫と一緒に国民年金に加入し、女性の集金人が自宅に保険料を集金に来ていた。ところが、何年かして何を勘違いしたのか、「外国人は国民年金に加入できない。」と言って、私と夫の保険料を合わせて、約20万円の金額を還付してきた。その後、すぐに男性の集金人が自宅に来たので保険料を続けて納付した。しばらくして、銀行で納付することになり、A市の住所に転居するまで、夫と一緒に保険料を納付した。

ねんきん特別便が送付されるまで、保険料が還付された後からA市に転居するまでの間、保険料を納付していたと思っていたが、納付記録が無いのに驚いた。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びB市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫は、国民年金の被保険者資格について、昭和54年5月31日付けで取り消されている旨の記録が確認できる。当該資格取消しの処理について、社会保険事務所によると、申立人及びその夫が日本国籍を取得したのは48年8月であるが、当時の国民年金法では、外国人には受給権の合算対象期間が設けられておらず、60歳からの任意加入制度も無いことから、資格取消しを行った当時においては、申立人及びその夫が国民年金保険料の納付を続けても将来において受給権が確保できないと判断して、資格取消しの処理を行い、国民年金保険料を返還したものと考えられるとしており、資格取消しの処理が行われた直後の申立期間につ

いて、申立人及びその夫の保険料が収納されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、最初は集金人に納付し、その後しばらくしてからは、銀行で納付したとしているが、B市によると、集金人による保険料の収納については、昭和 51 年度末に終了し、52 年度からは納付書による収納又は口座振替による収納に変更したとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年ごろまで
② 昭和43年ごろから44年ごろまで
③ 昭和45年ごろから48年ごろまで

申立人は、高等小学校を卒業し、父親が乗船していたA丸に乗り、その後、昭和48年の秋に船員をやめるまで、毎年、船に乗り、船員保険に加入して働いたはずなので、調査の上、申立期間について船員保険に加入していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の弟が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の弟は、「申立人が昭和23年3月に高等小学校を卒業し、父親が乗船していたA丸に乗っていたと聞いていた。」と申し立てしているところ、同船に乗っていたとする元同僚が、「申立人は、申立人の父親と一緒にA丸に乗っていた。」と証言していることから、申立人が申立期間①において、申立人の父親と同船舶に乗っていたことはうかがえる。

しかしながら、上記の証言を行った元同僚は、自身が所持している船員手帳に、「船名はA丸、船主名はB、昭和23年5月3日雇入れ、同年9月9日雇止め」と記載されている旨証言しているものの、当該乗船期間の船員保険の記録は確認できない上、同船に乗っていたとする申立人の父親の船員保険の記録も確認できない。

また、上記の証言を行った元同僚は、申立期間①当時の船員保険の加入状況について、「当時は、船員保険は任意加入という認識も強く、船員保険に加入しない船も多かった。A丸に乗っていた期間の私の船員保険の記録も無

いことは承知している。」と証言している上、社会保険事務局は、当該船舶（船舶所有者は、B及びC）への船員保険の適用状況は確認できないと回答していることから、A丸が当時、船員保険が適用されていた船舶ではなかったことが推認できる。

さらに、申立人の弟は、「申立人は申立期間①にD丸及びE丸という船舶にも乗っていたと聞いていた。」と申し立てているところ、D丸と同名の船舶であるF丸及びG丸に、船員保険が適用されていることが確認できたが、社会保険事務局が保管する当該船舶に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、E丸についても、同船舶の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

2 申立期間②について、申立人が所持していた船員手帳には、「船舶所有者 H、昭和 43 年 3 月 25 日雇入れ、同月 30 日雇止め」と記載されているが、社会保険事務局が保管するHに係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、当該申立期間の前後に乗船したとする I 社、J 社に係る同名簿を見ても、申立期間②に申立人の氏名は確認できない。

3 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳には、「船舶所有者 K 社、昭和 46 年 5 月 5 日雇入れ」の記載が確認できるものの、当該記載は×印で抹消されており、官庁公認印も押されておらず、雇止め等の記載も無いことが確認できる上、社会保険事務局が保管するK社の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、当該申立期間の前後に乗船したとする I 社、J 社に係る同名簿を見ても、申立期間③に申立人の氏名は確認できない。

4 申立期間①、②及び③について、申立人が勤務していた可能性のあるL社、M丸、I 社（現在は、N社）、H、J 社等の船員保険被保険者名簿から確認できた元同僚 41 人に聴取したが、申立人が申立期間に船員保険に加入し、事業主により船員保険料を控除されたことを確認できる証言や証拠は得られない。

また、申立期間①に係る事業主（B及びO）は既に廃業しており、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立期間②について、申立てに係る事業所である可能性のあるN社は、昭和 38 年 5 月から 42 年 10 月までの期間の一部について、申立人が同社の船員保険被保険者であることから、被保険者台帳を保持しているが、同台帳を見ても社会保険庁の記録どおりの記録しか確認できないため、「申立人は申立期間②に I 社の船舶には乗っていない。」と証言している。

加えて、申立てに係る船舶が所属したとみられる組合においても、申立期間①、②及び③に係る申立人の記録等を確認することができない上、申立人が所持している船員手帳は、昭和 39 年 12 月 28 日から 49 年 12 月 27 日まで有効とされているにもかかわらず、上記の記載及び社会保険庁の現在の記録

に準じた記載以外に、雇入れの記述が無いことから、上記の船員手帳の有効期間に、他の船舶に乗っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③において、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月ごろから 35 年 2 月 5 日まで
② 昭和 35 年 2 月 12 日から同年 10 月 12 日まで

大学卒業後、就職難のため十分に勤務先を選ばず、就職したのがA社（現在は、B社）だった。寒い日や暑い日も毎日軍手をはめ、重い材料を運ぶなどして腰を痛めたので退職した。

勤務時期については、厚生年金保険記録のある前後どちらかはっきりしないものの、都合約 10 か月程度勤務したことは間違い無いので、A社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和 35 年 2 月 5 日、資格喪失日は同月 12 日と記録されているが、申立人は、当該期間前後の申立期間①及び②のうち、勤務期間ははっきりしないものの、合わせて約 10 か月間程度同社で勤務したと主張している。しかし、B社は、47 年 8 月に現在の組織形態になっており、それ以降の人事記録は残っているものの、申立期間当時の記録は残っておらず、申立人が同社で勤務していたことを確認することができないとしている。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間①及び②にA社で厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる元従業員に、申立人の同社における勤務状況等について照会したところ、申立人と同様に、同社で勤務していた元従業員や、責任者であった元従業員は、申立人が同社で勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間までは記憶していない。

さらに、申立期間②については、A社の複数の元従業員が、当該期間の途中

である昭和 35 年夏ごろに同社で死亡事故があったとしているところ、申立人はこれを記憶していない上、申立人が同社を退職後、同年 11 月に C 社に入社（社会保険事務所の記録では、申立人は C 社において同年 11 月 4 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。）するまでの間、公共職業安定所の紹介により、D 市にある会社に 2、3 か月程度勤務していたとしていることから、申立人が A 社で勤務していたのは、申立期間①であったものと推認できる。

しかしながら、A 社の E 係の上記元従業員は、「E 係は現場採用であり、試用期間があった。試用期間には、社会保険に加入していないと思う。」と証言している。また、同社で勤務していた複数の者によると、当時、同社では試用期間の有る者と無い者があった上、試用期間の有る者についても各人でその長さが異なっており、長い者では 6 か月くらいあったとしており、同社では、すべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえるが、申立期間①当時に同社で社会保険関係の手続を担当していた者は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、同社に係る被保険者期間が 1 か月しかない者を複数確認できることから、申立期間①当時、同社では、各人で試用期間の長さは異なっていたものの、必要の都度事務手続が行われていたことがうかがえる上、当該名簿の健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1043 (事案 222 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 22 日から 41 年 1 月 20 日まで
② 昭和 41 年 9 月 8 日から 48 年 2 月 21 日まで

私は、A社に在籍中の昭和 47 年 12 月 20 日から産休に入り、48 年 6 月に会社で退職を申し出るまで、会社には一度も行かず、会社から連絡も無かったので脱退手当金の手続はしていないし、受領してもない。当時は、今回提出した夫名義の預金通帳以外に、取引口座は無く、特別高価な買い物をしたことも無いので、退職金と脱退手当金を受け取ったならば、必ずその口座に入金したはずなのに、その入金が無い。また、当時、夫は仕事が忙しく家にいることが少なかったため、郵便物を開封することは無く、夫も脱退手当金を受領していないので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、次の理由により、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 11 月 5 日付けで通知が行われている。

- 1 社会保険事務所において、申立人に係る脱退手当金裁定請求書、退職所得申告書が保管されている上、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある。
- 2 また、脱退手当金裁定請求書の筆跡及び名前のふりがなは申立人のものとは相違しているが、同請求書の事業所欄には退職所得申告書に添付されている退職所得の源泉徴収票に押印されているものと同じ事業所のゴム印が押されており、筆跡も近似しているところ、事業主も退職者からの依頼があれば代理請求していた可能性があるとしている。
- 3 さらに、申立期間の脱退手当金は、過去の被保険者期間すべてについて請

求が行われており、支給額についても計算上の誤りは無い上、厚生年金保険資格喪失日から支給日までの期間は約4か月である等、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人の夫名義（A銀行B支店）の預金通帳の写しを提出しているが、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、「振込希望金融機関店舗名」等は記載されておらず、申立人に係る脱退手当金裁定伺の送金先銀行の欄に「C銀行D支店」と記載されていることから、社会保険事務所が指定した銀行（C銀行D支店）での隔地払いにより、支給されたものと考えられる上、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月5日から同年6月5日まで

私は、昭和26年4月5日にA社（現在は、B社）に入社し、同日から61年3月31日に退職するまで継続して在籍し、保険料も給与から毎月控除されていたと思います。この間、離職したことも無いのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日は26年6月5日となっており、申立期間の2か月の記録が欠落していることに納得できません。よく調査の上、厚生年金の記録を認めてください。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められるものの、社会保険庁の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和26年6月5日であり、申立期間の被保険者記録が無い。

また、申立人と同様に、A社に昭和26年4月に入社し、C工場に配属された5人の元同僚については、厚生年金保険被保険者番号は連番（申立人を含む。）で、資格取得日がすべて同年6月5日であることが確認できる。

さらに、上記元同僚のうち一人が保管している昭和26年5月分、同年6月分及び同年7月分の賃金明細書を見ると、同年5月分及び同年6月分の同明細書の「厚生年金保険料」欄は空欄であるが、同年7月分の同明細書の同欄には「120」と記載されており（120円は標準報酬月額8,000円に相当する保険料額）、社会保険事務所の記録と合わせて考えると、申立人は、同年6月分から事業主により保険料を控除（翌月控除）されたことが確認できる。

加えて、B社は、社会保険関係資料が残っておらず、詳細は不明であるものの、人事記録の記載内容からみて、申立人は、昭和26年4月5日の入社時か

ら試用期間を経て、同年6月5日から正社員になったとみられるとしていることから、申立期間については試用期間であったため、事業主が厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和17年6月1日から20年9月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和20年10月1日から21年4月1日までの期間及び21年6月30日から同年12月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年9月30日まで
② 昭和20年10月1日から21年4月1日まで
③ 昭和21年6月30日から同年12月30日まで

私は、昭和17年6月1日から20年9月30日までの期間について、A社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社における脱退手当金を受給したとされており納得できない。

また、昭和20年10月1日にB社に入社し、21年12月30日に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同年4月1日から同年6月30日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間しか確認できないとされており納得できないため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年9月30日に同資格を喪失したことが確認できる者が、社会保険庁のオンライン記録において脱退手当金の支給記録がある者が33人（申立人を含む。）確認できる。

また、当該脱退手当金の支給記録が確認できる33人（申立人を含む。）について調査したところ、脱退手当金の支給決定日が昭和21年12月1日で

ある者が14人（申立人を含む。）、同年11月15日である者が3人確認できる上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当時の脱退手当金の支給要件の一つが「厚生年金保険被保険者資格喪失後1年を経過」であったところ、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和21年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立期間①の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人が記憶する元同僚によると、「私がB社に20年11月ごろに入社した際には申立人は既に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間②においてB社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社によると、会社の場所が移転したため、当時の人事記録等の書類が残っておらず、申立人の在籍期間及び厚生年金保険に係る届出等の詳細については、確認することができないとしている。

また、B社の従業員に係る厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が労働者年金保険の新規適用事業所となった昭和18年4月1日に7人が一斉に被保険者資格を取得し、その後8人がそれぞれ被保険者資格を取得した後、21年4月1日に申立人及び申立人が記憶する元同僚を含む25人が被保険者資格を取得していることが確認できる上、商業登記簿を見ると、同社は、同年3月28日に設立登記されていることが確認できることから、同社では会社の法人化に併せて従業員を一括して厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証（再交付）を見ると、資格取得日は昭和21年4月1日となっていることが確認できる上、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が労働者年金保険の新規適用事業所となった18年4月1日から、申立人が被保険者資格を取得した21年4月1日までの間において、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号には欠番も無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は昭和21年12月30日までB社において継続して勤務していたとしているが、申立人が記憶する元同僚によると、「私が同社に入社した際には申立人と同じ支店に勤務していたが、申立人がいつ

まで勤務していたかは分からない。」と証言している。

また、申立期間③にB社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員3人及び元事業主の親族から聞き取り調査を行ったが、元事業主の親族は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、勤務した期間については分からない。」としている上、元従業員3人は、「申立人とは別の支店に勤務していたので、申立人のことを記憶していない。」としているなど、申立人が申立期間③に継続して同社に勤務していたことについて具体的な証言を得ることができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 8 月末に復員した後、A 社（現在は、B 社）に同年 10 月 1 日付けで縁故入社し、経理担当として 22 年 8 月末に C 社に転出するまでの間、同社で継続勤務していたが、社会保険庁の記録によると、22 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 3 か月の記録しか厚生年金保険被保険者資格期間が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 8 月 31 日までの間、A 社において継続して勤務したとしているところ、申立人が所持する職員台帳（履歴書）及び申立人が記憶する元同僚の証言により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社によると、当時の人事記録が現存しないため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険に係る届出等の詳細については、確認することができないとしている。

また、A 社の従業員に係る厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が新たに厚生年金保険の適用事業所となった昭和 19 年 6 月 1 日には 191 人、21 年 5 月 1 日には 35 人がそれぞれ被保険者資格を取得しているものの、申立人が主張する 20 年 10 月 1 日を含む 20 年中には被保険者資格を取得した者は全く確認できず、22 年 5 月 1 日に申立人を含む 118 人が被保険者資格を取得していることから、同社は、その時点において申立人を含む従業員を一括して厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に勤務していたと証言している上記の元同僚につ

いても、自身は昭和21年1月にA社に入社したとしているが、社会保険庁の記録によると、当該元同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は同年5月1日となっていることが確認でき、入社時期と厚生年金保険の加入時期は一致していない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 6 日から同年 7 月 26 日まで
② 昭和 30 年 9 月 26 日から 33 年 7 月 17 日まで

結婚のために会社を退職してすぐにA県へ引っ越した。昭和 34 年 2 月 3 日に脱退手当金を受給したことになるが、会社を辞めてすぐにA県に行き、B市にいなかったのにどうして脱退手当金がもらえるのか。

脱退手当金をもらった記憶も無く、脱退手当金という制度自体も当時は全く知らなかったので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和 34 年 2 月 3 日に支給決定されている上、社会保険庁が保管する被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の被保険者名簿によると、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後の期間になる昭和 31 年 11 月から 43 年 12 月までの間に当該事業所を退職したことが確認できる女性従業員のうち、脱退手当金の支給要件を満たす 15 人中 11 人（申立人を含む。）が脱退手当金を受給しており、そのうち 9 人が、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人が勤務していた事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年10月1日まで
② 平成4年1月1日から同年7月1日まで

A社に、平成元年4月から勤務しました。ねんきん特別便に記載されていた厚生年金保険被保険者記録が3か月ということはありません。

また、B社に、平成4年1月から勤務しました。社会保険庁に記録されているような記録ではありません。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者取得日は平成2年9月1日であることから、申立期間①のうち、同年9月1日以降については同社に勤務していたことが確認できる上、詳細な申立内容から、同年8月31日以前についても同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立人が被保険者資格を取得した平成2年10月1日付けで、申立人が自身の入社前後に入社したとして名前を記憶している元同僚二人及び申立人と同時に入社した申立人の夫を含む24人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の元従業員は、「試用期間があった。」、「入社日と厚生年金保険の被保険者取得日が相違している。」とそれぞれ証言している。

また、上記の厚生年金保険被保険者記録を見ると、整理番号の欠番は無く、申立人の申立期間①に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、詳細な申立内容から、申立人がB社に勤務してい

たことはいかがえる。

しかしながら、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

また、B社は、関係書類が水没、破棄したため、当時の状況は不明であるとしている上、所在が確認できた元同僚17人に照会を行ったところ、複数の元同僚は、「試用期間があった。」と証言している。

さらに、社会保険庁のB社に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、整理番号の欠番は無く、申立人の申立期間②に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年10月1日まで
② 平成4年1月1日から同年7月1日まで

A社に、平成元年4月から勤務しました。ねんきん特別便に記載されていた厚生年金保険被保険者記録が3か月ということはありません。

また、B社に、平成4年1月から勤務しました。社会保険庁に記録されているような記録ではありません。調査願います。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者取得日は平成2年9月1日であることから、申立期間①のうち、同年9月1日以降については同社に勤務していたことが確認できる上、詳細な申立内容から、同年8月31日以前についても同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立人が被保険者資格を取得した平成2年10月1日付けで、申立人の入社前後に入社したとして申立人の妻が名前を記憶している元同僚二人及び申立人と同時に入社した申立人の妻を含む24人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の元従業員は、「試用期間があった。」、「入社日と厚生年金保険の被保険者取得日が相違している。」とそれぞれ証言している。

また、上記の厚生年金保険被保険者記録を見ると、整理番号の欠番は無く、申立人の申立期間①に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、詳細な申立内容から、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

また、B社は、関係書類が水没、破棄したため、当時の状況は不明であるとしている上、所在が確認できた元同僚 17 人に照会を行ったところ、複数の元同僚は、「試用期間があった。」と証言している。

さらに、社会保険庁のB社に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、整理番号の欠番は無く、申立人の申立期間②に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年4月1日まで

私は、昭和18年4月1日に、国のために少しでも役立つことを願い、A社B工場に入社しました。当時の年金記録に不備があるので調査を願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所であるA社B工場において、昭和18年4月1日から20年9月30日まで勤務していたと主張しているが、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、19年4月1日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年10月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、A社が保管する社員台帳の厚生年金保険被保険者記録は、社会保険業務センターが保管する記録と一致する。

また、申立人は、申立期間について学徒動員によりA社B工場に入社したと供述しているところ、市教育委員会発行の申立人に係る卒業証明書を見ると、昭和19年3月25日に学校を卒業していることが確認できることなどから、勤労働員学徒であったものと考えられる。

さらに、申立てに係る事業所であるA社B工場において、申立人と同日の昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格取得をしていることが確認できる複数の元同僚は、「私も学徒動員により18年当時から同工場で勤務していた。」と証言していることから、申立期間当時、事業主は、勤労働員学徒を、厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)の被保険者として加入させていなかったことがうかがえる。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険法の被保険者に該当しない旨が労働者年金保険法施行令

(昭和 16 年勅令第 1250 号。) 第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号 (昭和 19 年 5 月 29 日) に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 30 日から 46 年 7 月 31 日まで

昭和 37 年 1 月 4 日に A 社に入社し、39 年 3 月 10 日から平成 14 年 8 月まで B 社の現地法人「C 社」で勤務しました。当時、B 社で勤務していた 3 人の同社に係る資格喪失日は昭和 46 年 7 月 31 日となっており、私も同じ記録になっていると思われるので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、昭和 37 年 1 月 4 日から 43 年 6 月 30 日まで A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立人は、当該期間の途中である 39 年 3 月 10 日から同社の関連会社である海外の C 社へ赴任したとしている。申立人は、「A 社の同族会社である B 社で勤務していた 3 人は、同社に係る被保険者資格を、同社が倒産する直前の 46 年 7 月 31 日に喪失しており、自分自身も同じ記録になっているはずである。」としているが、社会保険事務所が保管する B 社及び D 社 E 支店（登記簿上の社名は「A 社」であるが、適用事業所名は「D 社」）に係る被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができない。

また、i) 申立人と同時期に C 社に赴任した元同僚が「赴任当時、給与は現地でもらっていたと思う。」と証言していること、ii) B 社 F 営業所の元経理担当者が「C 社は現地法人であり、B 社とは別法人だった。B 社は C 社の設立時に出資はしたものの、従業員の給与を支給（送金）したことは無かった。」と証言していること、iii) C 社へ赴任した者の多くが夫婦そろって赴任（申立人を含む。）していたことを踏まえると、申立人等は給与を現地法人から支給され、国内の B 社等の関連会社からは厚生年金保険料を徴収されておらず、申立人等が海外に赴任した後の期間については、A 社が被保険者分も負担して保

険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立人は「B社とA社の株は、自分の親族が持っており、日本に戻る予定で海外へ赴任している自分の厚生年金保険被保険者資格について、B社が倒産する前に喪失手続きをとるはずがない。」と主張しているが、申立人と同時期にA社から海外へ赴任したとみられる元同僚7人のうち、申立人を含む4人が同一日（昭和43年6月30日）に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、43年ごろにC社で経理を担当していた元同僚は、「当時、B社は相当な資金難であったため、日本から何度も送金依頼があり、海外から日本へ何度か送金したことがある。」と証言していることから、B社の同族会社であるA社が、資金難により申立人等の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立人の兄のB社に係る被保険者原票の被扶養者欄には、申立人の氏名を確認することができ、遅くとも昭和45年10月1日時点では、被扶養者として「不該当」と記載されていることから、申立人が43年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、申立人の兄が、申立人を被扶養者とする旨の届出をいったん行っていたことが推測される。

なお、申立人は、「B社で勤務していた3人の同社に係る資格喪失日は同社が倒産する直前の46年7月31日となっており、自分自身も同じ記録になっているはずである。」と主張しているが、同社の元従業員の証言によれば、当該3人には海外での勤務歴は無く、申立人と勤務状況が異なるため、申立人の主張は認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 5 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 18 年 1 月から A 社で勤務し、その後勤務した B 社 C 事業所における同年 5 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間が年金記録から漏れています。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

B 社 C 事業所が交付した職員証及び元同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和 19 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで同事業所において勤務し、業務に従事していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する B 社 C 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人については、資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載されており、その左欄に制度改正を意味する「㊟」表示が確認できる。このことについては、旧厚生省年金局が編集した「厚生年金保険 50 年史」を見ると、「労働者年金保険は 17 年 6 月 1 日を期して発足した。強制被保険者の範囲は健康保険法第 13 条に規定する事業所で、常時 10 人以上の労働者を使用するものに使用される男子労働者とされ、女子についてはその勤続期間の短いこと、職員については労働者との身分上の相違や現場職員の人事交流の実情等からそれぞれに強制被保険者の範囲から除くこととされた。また、労働者年金保険法中改正法律は昭和 19 年 2 月 16 日、法律第 21 号として交付され、まず労働者年金保険法から厚生年金保険法への名称変更と、被保険者の資格関係等の規定(強制被保険者の範囲は、健康保険の適用事業所と同一になり、職員、女子も被保険者とされるに至った。)が同年 6 月 1 日から施行された。」と記載されている。

また、社会保険事務所によると、「厚生年金保険は、昭和19年6月に適用範囲が拡大（職員及び女子の加入）されたことによる準備期間があり、保険料の徴収が開始されたのは、同年10月からであるため、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年6月1日となっているが、給付期間等の算定は同年10月1日からの取り扱いとなっている。」としており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている資格取得日も、オンライン記録と同様に同年10月1日であることが確認できる。

これらのことから、申立人は、「労働者」ではなく「職員」として雇用され、厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日であることがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 37 年 7 月まで
② 昭和 37 年 7 月から 39 年 1 月末まで

私は、A社に昭和 34 年 4 月に入社して 37 年 7 月まで勤務した後、B社に移り、同月から 39 年 1 月末まで勤めたのですが、社会保険庁の記録では両社の勤務期間とも厚生年金保険被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社でC職として勤務したと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、同事業所は昭和 35 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 34 年当時にA社で被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 5 人(申立人とは異なる職種の者 4 人及びC職の者 1 人)のうち、事務を担当していた事業主を補佐していた者(D氏)は、「自分が同事業所で勤務していた約 2 年間(33 年 4 月から 35 年 4 月ごろまで)のうち、申立人がC職として 8 か月ほど勤務していたことは間違い無い。」としており、申立人が、34 年 4 月から 35 年 4 月ごろまでの期間のうちの 8 か月間程度、同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記元従業員 5 人のうち、D氏を含む 3 人は、関連会社におけるC職の通常の雇用形態は歩合制の請負雇用であり、厚生年金保険に加入しない者がほとんどであったとしており、3 人のうちのC職であった 1 人は、「自分は日給月給の常用雇用であったので給料は安かった。」と証言していることから、申立期間①当時、C職であったとする申立人は厚生年金保険

に加入していなかったものと推認され、厚生年金保険の被保険者となっていない申立人の給与から、事業主が厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社で勤務したとしているものの、社会保険庁のオンライン記録によると、同社については厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「私もB社に勤めたことがあり、同事業所はA社と同じ業種ではあったが、個人事業所であり、従業員が数人の小さな会社であった。」と証言している上、B社の法人登記も確認できないことから、事業主の連絡先等は不明であり、当時の状況を確認することはできない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月30日から27年7月1日まで
② 昭和28年8月1日から32年8月5日まで

兄の病気のために退職して実家へ戻り、その後会社に行ったことは無い。脱退手当金を請求する書類を書いて出した覚えも無く、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所であるA社B支店において、昭和28年8月1日から29年4月11日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した130人（申立人を含む。）について調査したところ、同社を退職する際に、同社における被保険者期間のみで脱退手当金の支給要件を満たしていた被保険者が36人（うち女性33人）おり、このうち申立人を含む24人（うち女性22人）に脱退手当金の支給記録があることが確認できる。当該24人については、同社における被保険者資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、同時期に退職した者の支給決定日が同一日（33年3月4日に3人、34年2月27日に2人、同年6月26日に3人）となっていること、当該24人のうち申立人を含む22人については、支給決定日が通算年金制度創設（36年4月）前であること、及び脱退手当金の支給記録がある元従業員が「会社で脱退手当金をもらった。」と証言していることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①よりも前の脱退手当金の支給対象となっていない厚生年金保険被保険者期間については、申立期間①及び②とは異なる被保険者記号番号で管理されていたため、事業主から脱退手当金の請求を受けた社会保険事務所が当該期間を把握できなかったことがうかがえる上、同一の被保険者記号番号

で管理されていた申立期間①及び②を支給対象期間とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内の昭和32年8月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 21 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
昭和 62 年 2 月 21 日から平成 3 年 6 月 30 日まで A 社に勤務した期間の標準報酬月額が、社会保険事務所の記録では、全期間について 11 万円となっている。その倍の額の給料をもらっていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人が離職時においては、社会保険庁に記録されている標準報酬月額以上の給与額であったことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、当該事業所の厚生年金保険適用期間である昭和 56 年 10 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日までの間に、被保険者資格を取得している 12 人の女性社員について確認したところ、勤務期間が 1 年以上である 7 人（申立人を含む。）のうち 6 人については、その標準報酬月額が資格取得時から喪失時まで変動していないことが確認できる。

また、元同僚一人は、A 社に係る給与明細書を所持しており、それを見ると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で管理されている標準報酬月額と一致していることが確認できる上、ほかの元同僚一人は、給与支給額と厚生年金保険の標準報酬月額とが相違することについて、経理担当者から説明を受け、自分は承諾していたと証言している。

さらに、複数の元同僚は、当該事業所での給与支給額については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える額であったと証言している。

加えて、申立期間について、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、遡及^{そきゅう}して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月ごろから同年10月ごろまで
昭和27年4月ごろから同年10月ごろまで、A社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、その期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立てに係る事業所であるA社（現在は、B社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社に在職していた元従業員は、「当時は臨時工の制度があり、厚生年金保険の加入は本工になってからであった。」と証言しているところ、申立人は、A社を退職する際に人事課長から、「もう少し勤務を継続していたら本工になれるのに。」と言われたと陳述している。

また、B社の総務担当者は、「申立人が当該申立てに当たって当社に来社した際に、申立人から、臨時工として入社し、本工になる前に退職したという話を聞いている。」旨証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、そのほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月初旬から26年3月31日まで
② 昭和26年4月初旬から28年12月31日まで

A社B支店(現在は、C社)と、D社E支店に勤めていた。どちらの会社も社会保険に入っていたはずなので、申立期間にも私の厚生年金保険の記録はあるはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社の現在の事務担当者が、「当社には健康保険組合があるので、社会保険に加入していた従業員の記録はすべて残っているが、申立人の記録が無いことからすると、当時の雇用形態等は不明であるものの、アルバイトのような方だったのではないか。」と供述しており、A社B支店の元従業員二人も、「同社には正社員ばかりではなく、臨時雇いの人もいた。」と証言している。

また、申立人は、自分にA社B支店の仕事を紹介してくれたとする同社の女性事務員(故人)の名前は覚えているものの、そのほかに申立期間当時の元同僚の名前を覚えていないため、申立人の同社における勤務状況を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店の被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が、D社E支店(F市)で勤務していた元同僚5人の名前を記憶しているところ、そのうち4人について、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、当該4人は既に死亡又は所在不明等のため事情を聴くことができず、申立人が同支店で勤務していたこと

は推認できるものの、勤務期間までは特定できない。

また、申立人は、D社E支店を退職するときに、上記の元同僚5人とは別に、女性の事務員が在職していたことを記憶しているところ、当該元事務員は、「申立人のことは記憶しており、申立人が同支店を退職した後、私は同支店からG市にあった別の事務所へ転勤した。」と証言している。しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該元事務員は、G市のA社において、申立期間②の途中である昭和27年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、28年12月31日までD社E支店で勤務していたとする申立人の主張とは相違する。

さらに、D社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる上記4人の元同僚については、昭和26年12月27日に同社において被保険者資格を喪失した後、上記元事務員の被保険者記録が確認できるA社において、27年5月1日(新規適用日)に同資格を取得していることが確認できることから、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿についても確認したところ、申立人の氏名は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の元事務員は、同社E支店に勤務していた期間については厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる上、当該元事務員は、当該期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていないとしており、申立人についても、同支店に勤務していたとする期間における勤務状況及び同支店での厚生年金保険の加入状況は明確ではない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 8 日まで
② 昭和 36 年 9 月 11 日から 42 年 12 月 21 日まで

平成 21 年 2 月に社会保険庁から郵送されてきたねんきん特別便を見ると、A 社及び B 社 C 支店で勤務していた期間に係る脱退手当金が支給された記録となっていた。

私は、脱退手当金の支給決定日とされている当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、受け取っていない。社会保険事務所で相談したが、取りあってもらえなかったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理する B 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 2 年以内に当該事業所を退職し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 10 人（申立人を除く。）について調査したところ、8 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、8 人中 7 人については当該事業所を退職後 5 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、B 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 3 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月5日から32年2月21日まで

私は、昭和25年4月から32年2月までの間、A社B支店において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を同年6月21日に受給したとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年6月21日に支給決定されている上、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した時期と同時期の昭和25年4月から26年4月までの期間に被保険者資格を取得し、かつ、申立人が同社を退職した時期と同時期の31年1月から33年12月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の被保険者が申立人を含み23人確認できるが、23人全員について脱退手当金の支給記録があり、そのうち18人が厚生年金保険被保険者資格喪失日の約3か月から5か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、脱退手当金を支給したとされている元従業員の中には、「脱退手当金が事業所から実家に送金されてきたため受け取った。」と証言している者もいるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から36年4月1日まで
A社では、臨時職員として昭和35年12月から36年3月ごろまで勤めた。私と同じころ同社に入社した人には同社での厚生年金保険の記録があるのに、私にはどういう訳か記録が無い。同じころ、臨時職員として同郷の多くの青年が同社へ働きに行ったが、私の記録だけが抜けているのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言等から、申立人が申立期間当時、A社で臨時職員として勤務していたことは推認できるものの、同社は既に廃業している上、同社の元事業主も既に死亡しており、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、複数の元同僚の証言を総合すると、A社では、申立人と同様にB郡出身で同社のC工場に入社した者を、臨時職員と正社員に区分して雇用しており、臨時職員として雇用された者については、最初の一定期間は、見習期間として厚生年金保険に加入させてもらえず、同期間が終了し正社員となった時点で厚生年金保険に加入させてもらっていたことがうかがえることから、臨時職員として同社での勤務期間を終えた申立人については、事業主が厚生年金保険に加入させる手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険番号に欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。